

議案第11号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月7日提出

日野町長 塔田 淳一

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

特別職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行う。

2 改正内容

期末手当の支給月数の引き下げ

支給月数を0.10月引下げ（現行3.35月⇒改正3.25月）

3 附則

- ・公布の日から施行する。
- ・特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(参考)

		6月期	12月期
令和3年度 期末手当	議員	1.675月（支給済み）	1.675月（支給済み）
令和4年度 期末手当	議員	1.625月	1.625月

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年日野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあ るのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬の月額 の100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を 乗じて得た額とする。ただし、日野町職員の給与に関する条例(昭 和48年日野町条例第6号)第19条第2項中「<u>100分の127.5</u>」と あるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の規定にかかわらず、こ
れらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。